

2019 年度インバウンド対応ビジネスモデル形成事業  
(インバウンド対応観光ルート創出事業)  
『はこだて旅するパスポート』インバウンド受入整備事業」企画提案指示書

(公社) 北海道観光振興機構

1. 事業目的

札幌を中心とする道央圏に偏重する外国人観光客による経済効果を、全道に波及させることにより、地域格差と繁閑期の格差の縮小を目的とする。

そのために、すでにインバウンド事業に取り組んでいる地域に加え、「北海道新幹線新駅沿線協議会」のエリアを対象に、様々な資源を活かした複数地域での新規モデル的な取組を支援し、本道の多彩な観光の魅力を体感できる、満足度の高い国際観光ルートの形成を進める。

その方法として、地域で組織する任意団体等において「計画策定」、「事業実施」、「評価」、「改善」との PDCA サイクルを実施しその後は各地域で実施継続することを目指す。

2. 事業対象協議会

北海道新幹線新駅沿線協議会

(北斗市、函館市、七飯町、森町、鹿部町)

3. 事業実施主体及び事業実施方法

(公社) 北海道観光振興機構 (以下、「観光機構」という。) が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

(1) 複数企業等 (法人及び法人以外の団体を含む。) による連合体 (以下、「コンソーシアム」という。) 又は単体企業等とする。

(2) コンソーシアムの構成員、単体企業等は、次の要件を全て満たしていること。

① 民間企業、または特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団体の統制下にある法人を除く。

② 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。

③ コンソーシアムの構成員が、同時に単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として本件に参加する者でないこと。

④ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) 又は暴力団関係事業者 (暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。) に該当しない者であること。

(3) コンソーシアムにおいては、(2) の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 5. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※ 企画提案内容に加えて、価格についても審査基準の要素にします。

## 6. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。あわせて、複数の地域の事業を提案・委託する場合は、1つに集約（各事業額合計）し契約する。

## 7. 委託期間及び業務スケジュール

### (1) 委託期間

契約締結日～2020年3月13日（金）※但し、事業は2月末日までに完了とする。

### (2) 業務スケジュール

6月25日（火）15:00	事業提案説明会
6月28日（金）17:00	事業提案参加表明締切
7月16日（火）17:00	事業提案書の提出期限
7月19日頃	企画提案の審査、委託事業者決定・契約締結・業務開始
3月13日（金）	全事業終了、事業報告書作成提出、精算

## 8. 委託業務内容

### (1) ターゲット国・地域：台湾、中国、タイなどアジア各国

当該エリアは、宿泊客数の大多数がアジアに集中していることから、上記に記載したアジア各国を主なターゲット国とする。

### (2) 設定テーマ

#### ① タビマエのプロモーション

アジア各国で現地発信する多言語ホームページの作成、および複数国のファムトリップを通じたモデルコースの検討

#### ② タビナカのプロモーション

販売窓口で「はこだて旅するパスポート」の購入方法を伝えるチラシ等の作成

### (3) 業務内容

#### ① 多言語ホームページの作成、発信

中国本土をはじめとするアジア各国で現地発信する多言語ホームページを作成し、発信すること。特に中国本土では、正規のICPをもって発信すること。

#### ② WEB解析

作成したホームページに対する国別のクリック数や属性等について、可能な範囲で解析・分析を行うこと。

#### ③ ファムトリップの実施

複数のターゲット国の方に、「はこだて旅するパスポート」を利用して、実際周遊してもらい、その体験をモデルコースとしてホームページに掲載すること。

#### ④ 宣伝物の制作

販売窓口で購入方法を伝えるためのチラシ等を、4万部制作すること（A4・2ページ・カラー）。

掲載する内容は、販売窓口と外国人旅行者のコミュニケーションツールとなるようにすること。特に、購入方法が分からない場合には、前項1. で作成するホームページに誘導させ、購入方法を理解させる内容とすること。

### 9. 参加表明

企画提案を行う意思がある場合は、次のとおり期日までに参加表明すること。なお、参加表明無き者からの企画提案書は受理しない。

- (1) 表明期限           2019年6月28日（金）17:00
- (2) 表明内容           「事業者名」、「担当者名」、「連絡先」
- (3) 表明先            （公社）北海道観光振興機構 広域観光部   （担当：田中）
- (4) 表明方法           メールにて行うこと（様式は任意、メール本文で可）。

### 10. 予算上限額

3,200千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 11. 企画提案書および見積依頼内容

企画提案書の作成にあたっては、事業提案の考え方のほか、下記の項目について、詳細を記載すること。

- (1) これまでの事業実績  
過去3年以内の本事業と同種、かつ同程度の規模の事業受注実績について記載すること。なお、観光機構事業の実績については記載を要しない。
- (2) 業務実施体制  
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする事業提案者の体制等、具体的に記載すること。なお、事業提案者の業務担当者名については、提出する事業提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。
- (3) 業務スケジュール  
委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。
- (4) 見積書  
費用項目の明細を記載すること。  
※ 交通費、宿泊経費、通訳費、体験料経費、保険費、コーディネーター費等

### 12. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 企画提案書の規格はA4とする。ただし、A4による掲載が困難な場合はA3折込による掲載を可能とする。
- (2) 企画提案書の冒頭に企画提案書の全体構成を記載すること。
- (3) 本事業以外の費目を要する提案は行わないこと。
- (4) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

- (5) 提出された企画提案書は返却しない。

### 13. 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 8部

※ 事業者名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの7部

- (2) 提出期日 2019年7月16日(火) 17:00

- (3) 提出場所 (公社)北海道観光振興機構 地域支援本部  
広域観光部(担当:田中)

TEL 011-231-0941 Email: [hirokazu-tanaka@visithkd.or.jp](mailto:hirokazu-tanaka@visithkd.or.jp)

- (4) 提出方法 持参又は郵送による

※ 郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

### 14. 審査方法

企画提案についての審査方法は下記のとおりとする。

- (1) 参加表明期日までに参加表明を行い、かつ企画提案書提出期日までに必要部数の企画提案書を提出した者を、審査対象者とする。
- (2) 5者以上の審査対象者がいる場合は、予め書面審査を行い、上位4者を最終的な審査対象者とする。
- (3) 審査はプレゼンテーションを実施した上で行う。
- (4) プレゼンテーションの日時及び場所は、別途通知する。
- (5) プレゼンテーションに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (6) プレゼンテーション時の追加資料の配布については、認めない。

### 15. 審査基準

企画提案の審査は下記項目を審査した上で総合的に判断する。

- (1) 企画提案の目的適合性  
提案内容が地域の現状や課題を的確に捉え、かつ地域の意向を踏まえたものとなっているか。また、本事業の目的に合致するものとなっているか。
- (2) 実現性  
提案内容に具体性があり、かつ全体の計画が実現可能なものとなっているか。
- (3) 業務遂行能力  
提案内容を含め、本事業を遂行するに足る能力、組織体制、人員が整っているか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案となっているか。

### 16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、本事業の受託者選定に係る以外の目的には使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。なお、公表にあたっては、事前に提案者に通知するものとする。
- (3) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (4) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者で負担するものとする。